



発行所 三股町役場 編集責任者 桑畑鶴雄 印刷所 郡城市野口屋紙店印刷部

# 人権週間

## 十二月四日から十日まで 暴力と因習をなくしましょう

### 人権擁護委員連合会

今年も世界人権探検七周年を記念して、法務省と全人権擁護委員連合会では十二月四日から十日まで「人権週間」を実施します。新聞その他でよく見かけ

# 火災豫防週間

## 十一月二十六日―十二月二日

### 防火宣伝に女子青年も出動

#### 火元にはなりたくないね、お母さん

去る十一月二十六日から十二月二日まで火災予防週間が実施されましたが、この期間中は全国的に各種の火災予防行事が行われました。

本町でも各部消防団の備品検査を始め地区毎の座談会、火災予防宣伝等の行事を実施しました。中でも防火宣伝には、制服に身を固めた女子青年等の応援も加わり、本町の火災予防思想の普及に一役を買いました。

### 一月から六月までの

## 火災件数

### 最後最高を記録

#### 大半は不注意から

本年もいよいよ火災の多い時期に入つて参りました。

火災によつて、年々失火の被害が激しくなつて来て行く建物や森林の損失は莫大なものがあります。

お互に火の元に注意して、不可抗的なものは極く値、皆さんの家から火事を起さず、その大半は、不注意

# 納税は日かげ 月がけ心がけ

(十二月は完納の日)

みなさんが正しい人権意識を身につけ、社会をよくするために、いゆる私どもの家庭生活、職場、地域社会に生きていく旧い因習が、個人を尊重し合う道義心をゆがめていくことも事実です。私どもの住む村や街をよくするために、より住み良いところにするため、お互が力を合わせて暴力を排除し、不合理な慣習、無意義な因習を打破しようではありませんか。

### 泣き寝入り それがいけない 旧思想

## 件数

今年の六月までの火災件数は一五、六七五件と云う莫大な数に上つております。これは戦後最高の記録です。昨年の同期に比べて七六件の増加を示し、なお増加の傾向にあると云うことです。

## 火災期と非火災期

一年中で火災の最も多い時期は、十二月から五月まででこれを火災期と云つており、その他の月を非火災期と云つております。

火災期は非火災期に比べて非常に火事が多く、昨年の六月から今年の五月までの六月から今年の五月までの例に比べて見ますと、火災期の方が四五%も多いことになっております。

### 火災期(十二月―五月)

### 非火災期(六月―十一月)

一日当り一七、一件  
一日当り一〇、八三九件  
一日当り五九、九件

火災の恐ろしいことは今更云うまでもありません。

皆さんの家から火事を起さぬよう、くれぐれも御注意下さい。

### 燃えない工夫

# 年末年始の虚禮を廢止せよ

- 元日には家毎に国旗を掲揚しましょう。
- 門松は必ず小枝を利用しましょう。
- 忘年会、新年宴会は出来るだけ簡素化しましょう。
- お正月の料理はなるべく質素なものにしましょう。
- 贈答品は出来るだけ簡簡にしましょう。
- 暴飲暴食を避け、節酒に努めましょう。
- 七草祝はなるべく着物の新調はやめて、簡素なものにしましょう。
- 年末年始の機会に良い躰をして子供の幸福を祈りましょう。

# 三股橋

## 全部が永久橋に

本町の交通、産業の動脈とも云うべき三股橋(山田橋)は半ば近代化的な鉄筋コンクリートの永久橋、残及ぶ完全な永久橋として本町の重要な産業道路としての使命を遺憾なく発揮することになり、去る十一月十八日関係者及び町民多数参加のもとにその起工式が盛大に行われました。

## 新しく成人される人

新しく成人を迎える度に私達は今年こそと云つた新鮮な自覚をおぼえます。私達の生活にはさう云つた意味の契機がやはり必要な社会人として実社会に仲間入りをする年頃におけるこのような機会が非常に大切な意味を持つております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

この国民の祝日「成人の日」は今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

昭和三十一年一月十五日から昭和三十一年一月十四日までには今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

# 社会教育の功

岩崎アキ先生 表彰さる (社会教育係) 一生を本町の社会教育面に捧げて来られた東原区の岩崎アキ先生が、今回社会教育功労者として全国表彰を受けられました。

# 辯論大会に

本町の小牧 郁子さん 第二回青年弁論大会は去る二十一日市内小学校講堂に於いて行われましたが、本町代表の小牧郁子さんは「青年と読書」と題して整然たる論旨を張り、第一位を獲得しました。

# 自立更生のための

世帯更生資金を融資 (厚生係) そのでこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

資金の種類	貸付の限度	償還の期間
生業資金	五万円以内	四年以内
支度資金	一万五千円以内	二年以内
技能修得資金	月額千五百円以内	二年以内
事業継続資金	三万円以内	二年以内

生活保護法と云う法律があり、生活に困つて居る人々に生活の保護を与えたり、医療の保護を行つたりすることとを定めた法律です。いま、国は、生活に困つて居る人々に対してこの法律によつて、いゝな保護を加えて参りました。

この法律によつて、いゝな保護を加えて参りました。世帯と云うのが、現在この法律では、だんこの被保護世帯に転落して行く人が増加して居る。

「成人の日」として、国民全体でお祝いしているのも新しい日本の建設者としての自覚と責任を興えることと云う大きな意義を持つて居るのです。

この国民の祝日「成人の日」は今年もこれ等の入会に成人証書を授与し、記念品を送つて、その将来を祝福することになっております。

ある生活困難者で、資金の貸付によつて自立更生の可能性があり、しかも自立更生に必要な資金を他から借受ける宛でない人で、自立に対する適切な計画を持つて居ることが必要です。

▲貸付金の種類

- 一、生業資金
- 二、支度資金
- 三、技能修得資金
- 四、事業継続資金

▲貸付金の限度と償還期間

貸付金額の限度とそれを返済する期間は、その種類によつてそれぞれ異なるように決められておられます。

▲貸付の限度と償還期間

貸付金額の限度とそれを返済する期間は、その種類によつてそれぞれ異なるように決められておられます。

▲貸付の利子

年、三分

▲借入の方法

一、この資金の貸付を受けたい人は、保証人二人を必要とします。

二、保証人は、貸付を受けた人と連帯して債務を負担することになります。

三、借入申込書を作成して民生委員を通じて、役場の民生課厚生係に提出して下さい。

四、その他詳細なことや不明な点は厚生係の方に御問合せ下さい。



